

「しほ」といふ文字「何篇ソ」

— 『塩囊鈔』の注釈と現行の研究を通じて文字変容を探る —

萩原 義雄

はじめに

吉田兼好『徒然草』第二百二十六段に、

くすしあつしげ。故法皇の御前にさぶらひて。供御のまいりけるに。今まいり侍る供御の色々を。文字も
功能も尋下されて。そらに申侍らば。本草に御覧しあはせられ侍れかし。ひとつも申あやまり侍らじと申
ける時しも。六条故内府参り給て。有房つゐでに物ならひ侍らんとて。まづしほといふ文字はいづれの偏に
か侍らんとはれたりけるに。土偏に候と申たりければ。才のほど既にあらはれたり。いまはさばかりに

て候へ床しきところなし。と申されけるに。どよみに成てまかり出にけり。

とある。これを、室町時代の行譽編『塩囊鈔』「三七頁」巻第一 40が引用し、次に示した解釈をしてい
る。

・冷然草^{ツレクハクサ}シホト云字ハ何篇ソト問テ。土篇ト答タルヲサハカリナル才覚トクタサレヌ。知ヌ土篇ハ非ス
ト。正字如何。

○是イカ、侍ルラム。常ハ塩ノ字ヲ用。是土篇也。乍去正字ヲ鹽ト書也。注云セ占切。宿沙ヲ煮テ
漁^{ツレ}為也。又鹽ト書ク同字ナリ。尔雅ハ鹹ト。シハ、ユシトヨメハ不焼潮ノ事ニヤ。

甲
一冷然草^{ツレクハクサ}シホト云字ハ何篇ソト問テ土篇ト答タルヲ
サハカリナル才覚トクタサレヌ知ヌ土篇ハ非スト正字如
何 是イカ、侍ルラム常ハ塩ノ字ヲ用是土篇也
乍去正字ヲ鹽ト書也注云セ占切宿沙ヲ煮テ漁^{ツレ}
為也又鹽ト書ク同字ナリ尔雅ハ鹹トシハ、ユシト
メハ不焼潮ノ事ニヤ

とあって、『徒然草』を『冷然草』と表記し、「シホと云ふ字ハ、何篇ぞ」ト問ふテ、「土篇」ト答へたるを
さばかりなる才覚とくだされぬ。土篇には非ずと知りぬ。正字、如何と問い、「土篇」ではないことを
知る。では正字は如何というと、常に用いるときには、現代における「常用漢字」というレベルとは異な
り、公式的な文書への書記文字ではない、世俗社会における通常の書記使用漢字というのであろう。こ
こで、常に「塩」の文字を用いるということを示唆し、この字は、「土篇」に収録している文字だと解釈す
る。これが当代の見識というのであろう。そのうえで、「乍去(さりながら)」と続けて、正字は「鹽」の文
字で書くことを述べ、典拠資料名は示さず「注に云う」として、「七占の切」と反切を示し、次に「宿沙
を煮て、漁つて為るなり」と文字の意味内容を注記している。ここで、この反切を有する字書が一体どの
ようなものがまず注目されよう。ここで注記引用している字書は、『大廣益會玉篇』である。後の中
国字書のところを参照されたい。因みに、韻字書である『廣韻』『韻府群玉』は、「餘廉反」と記載する。
また、説明注記の箇所は、『説文』の注記「鹵也天生曰鹵人生曰鹽從鹵監聲、古者夙沙初作煮海鹽
」からして、「海」の文字と「漁」の文字を見誤っていること、また、「宿沙」が人名であることを理會し
ていないことが見て取れるのである。これに、同字「鹽」を記録するところまでが引用部分となっている。
通常、字典類では、「皿」部、乃至「鹵」部とする文字であるにも拘わらず、これらの文字が実際では「何
篇」に収載されるべき文字なのかは、この『塩囊鈔』では、全く指示していないのも留意すべき点である。
そのうえ最後は、『爾雅』の「鹹」を引用し、「鹵矜鹹苦也鹵苦地也可矜者亦辛苦即大鹹」(釋言第二12才⑥)の文字をもつ

て、倭訓「しほはゆし」とこの文字を訓むのであれば、焼かない「しほ」すなわち、「潮」のことだとして、
「潮」という同音異字について記載するものとなっている。この「潮」の文字を「何篇ぞ」の答えとしている
のであろうかという疑問がここに少しくある。「供御」に饗せらるものだとすれば、「潮」すなわち「しほ
みづ」を説明しなければ成るまい。慥かに、本邦における製塩方法である「藻塩」は、海水を用いる。と
すれば、この後に注釈文があつて、結論付けとして「さんずい篇」と記載すべきなのであるが、これは未
記載としているから尚更、結論とはなしたがたいものがある。だが、この記載状況からすれば、こうした
見解を『塩囊鈔』編者行譽が抱いていたことも見逃せない。また、次に示す先行研究の一つである小松
英雄さんの論文が指摘する「供御の色々を。文字も功能も尋下されて。さらに申侍らば。本草に御覧じ
あはせられ侍れかし。ひとつも申あやまり侍らじ」の本草学からの検証のことは、ここでは皆無としてい
ることも触れておかねばなるまい。いわば、文字論的見解だけがここに表出していることを述べておく。

一 「しほ」文字≪先行の研究論文≫

山田俊雄「しほといふ文字は何れの偏にか侍ららむ」(『国語と国文学』一九六六年9月)……文
字使用の実態調査に基づき、「鹽」より「塩」を用いる傾向が多かったことを指摘し、さらに、当代
の字書類中においても所属部首が一定していなかったことから従来の解釈が成り立ちにくい、譚
の論点を明らかに出来ないことを指摘する。

こまつひでお「しほといふ文字はいつれのへんにか待るらむ」(『中田祝夫博士功績記念国語学論集』勉誠社)……本草書「玉石部」の「部立(篇)」を漢字の「部首(篇)」と誤解したことに起因した譚という見解を示唆する。

伊東玉実『徒然草』百三十六段とその周辺(石黒吉次郎ほか編『徒然草発掘』叢文社、一九九一年)

池田証寿「徒然草第百三十六段の一解釈―漢字使用の実態と漢字字体規範とのずれ―」(『国語と国文学』一九九九年七六卷五号)……筆写字と印刷(宋板)字の相違を論点とする。

山田健三「しほといふ文字は何れのへんにか待らん―辞書生活史から―」(『国語国文』一九九九年12月)……前の四つの論を精査し、各論を補正しつつ、部首認定の二面性を問いている。そのうえで、原点に帰着すべくその可能性を示す高論である。

ここに示した論文のなかで、山田俊雄先生の「しほ」文字に対する論点が原点となつて、広く国語学研究のなかに波及し始め、『徒然草』本文を注釈する多くの書籍が必ず、この段に関してこの論文を取り上げるようになっていく傾向にある。且つまた、とりわけ最後の山田健三さんの論を何度となく読み返し、この論文が先行論文の利点と問題点を指摘していることから、ここを糸口にして、私の帰着する「しほ」文字についての見解を述べてみたい。それ自体、山田俊雄さんの論の出発点に回帰することにもなる。

二 《中国字書》にみる「しほ」文字

まず、『大廣益會玉篇』鹽部二百二十六凡四に、「鹽七占切宿沙煮海爲也鹽同上鹽俗鹽公戸切塩也不堅」と記載する。この注記



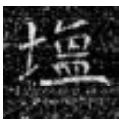


鹽部二百二十六凡四 鹽七占切宿沙煮海爲也 鹽同上 鹽俗 鹽公戸切塩也不堅

内容は、『塩囊鈔』における解釈の直接資料であつたろうと推定するのだが、活字版ではない手沢本が用いられた可能性が考えられるのである。この資料が本邦にどの程度普及していたかを知る意味でも、山田健三さんや池田証寿さんのこの資料における研究が注目されよう。

次に、『太平御覽』卷第八百六十五、飲食部二十三・塩に、「書曰青州厥貢鹽絺」に始まって、引用6する『周禮』記『左傳』説文『廣雅』史記『漢書』後漢書『東觀漢記』王符論『魏志』魏略『吳志』蜀志『晉書』宋書『齊書』梁書『北齊書』唐書『管子』尸子『魯連子』抱朴子『金樓子』國語『山海經』呂氏春秋『春秋後語』淮南萬畢術『塩鐵論』世説『風俗通』吳時外國傳『晉令』蜀王本紀『世本』晉太康地記『涼州記』益州記『荊州記』本草經『崔駰博徒論』嶺表異録』といった書籍は、通字「塩」を以つて引用し、『廣志』玄晏春秋『博物志』梁四公子記『涼州異物志』笑林』といった書籍は、正字「鹽」を以つて収録している。本邦でいう通字(現代の常用字)「塩」の文字は全く用いられていないことを指摘しておきたい。この文字に見るならば、篇目は「土」部ではなく

して「皿」部ということになる。このなかで、『漢書』引用文に、「又曰吳東海水爲塩國用饒足吳録地里志曰吳王
東海水爲塩今海塩也」とあつて、後者に掲げた本邦古辞書『色葉字類抄』の注文引用句に合致するものである。

第三に、中国の金石文字資料(京都大学人文科学研究所蔵石刻拓本資料「[拓本文字データベース](#)」使用)として、

- A「唐劉夫人(妙美)墓誌銘」
 - B「唐恒州行唐縣主簿崔冲墓誌銘」
 - C「唐湖州刺史封泰墓誌」
 - D「唐上柱国王玄墓誌銘」
 - E「大唐處士賈(文行)君之墓誌銘」
- | | | | |
|--|---|--|---|
| | D | | A |
| |  | |  |
| | E | | B |
| |  | |  |
| | | | C |
| | | |  |

※B「起家任梓州鹽亭縣尉」。

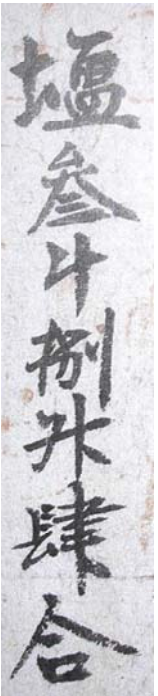
から、次に示す本邦古辞書の『新撰字鏡』と観智院本『類聚名義抄』に見える「塩」の文字がこれらの中国文字資料から検出できる。このうち、A・B・Eは「田」に作り、C・Dは、口の中を「メ」に表記する変容性が見受けられる。

三 《日本の古文書》にみる「しほ」文字

この「塩」文字が日本の文献資料としては、今のところ『正倉院文書拾遺』(国立歴史博物館刊)の

「大膳職解」に、

塩参斗捌舛肆合



※「参」の文字の「彡」も漢数字「三」のように表記する特徴が見て取れる。

〔天平十七(七四五)年十月十七日從七位下行少属贄土師連佐美万里〕

とあることを、唯一確認しているにすぎない。なぜ、この「塩」の「口」のなかを「田」とする文字が本邦においては僅少なのか、この文字と現在も用いられている「塩」の文字との使い分けについてどうみるべきなのか、今はまだ釈明できないままにある。この文字の書き手が中国大陸でのこの文字を理會していたことが謎を解く鍵なのかもしれない。

次として、奈良時代の正倉院寶物・聖武天皇『雜集』天平三(七三一)年には、

性重非無重。譏嫌尚有嫌。花中蛇本毒。刀上蜜非甜。熱来翻近火。渴急反

渴急反求塩

求塩。寄語弥猴輩。莫被竊膠粘。〔王居士涅槃詩廿五首・輔賢〕

とあつて、本邦文献資料において、既に「塩」の文字が見えているのである。中国文献資料では「土」を篇の形體とした表記が見えないことは先述したことであるが、このように「土」を左傍篇の形體とする資料は、下記に引用する全てに及んでいる。

その字例として、『正倉院文書』正集三五・三六・天平十(七三八)年周防国正税帳にも、「塩」文字が見え、『大同類聚方』(八〇八年)卷之七に、

之保以之 味鹹久少苦無毒塩海邊地中衛生流採無時播磨國(爾多)

とあって、「塩海の邊(の)地中に生(ず)る、採(る)に時無(し)」と注記する。また、正倉院御物「種々薬帳」一巻に、「戎塩八斤十一兩并壺」薬袋類に「石塩九斤三兩併鹹」「戎塩壺一口」などと見えている。近年、奈良文化財研究所が公開した「木簡字典木簡画像 データベース」により「塩」文字を検索するに、二十三年が表示され、この全てが「塩」または「塩」の「土」を篇の形体にする文字表記であることが判明している。この字形を最初に用い始めたのは本邦からであろうか…。古代朝鮮半島でのこの文字の古い表記法を当に知りたいところである。



平安時代にも、『醫心方』(九八四年・丹波康頼撰)卷第三十・五穀部に、

塩本草云鹹温无毒王煞鬼盅耶注毒氣下部虫食病也蠶瘡傷寒々熱吐胃中淡澀止心腹卒痛墜肌骨多食傷肺喜コカムシハフキ爪效 陶景注云五味之中唯此不可正本有之闕然以淚魚肉則能經及不敗以沾布帛則易致ヤケレ朽爛所施之處各有所宜耳。

拾遺云五味之中以塩爲主四海之内何處无之崔禹云主煞鬼毒氣其爲用无所不入和名之保〔日

本古典全集 2785 ②③⑦〕

と、記載する。

四 《日本の古辞書》にみる「しほ」文字

本邦の字書である『新撰字鏡』は、皿部だけに、

塩鹽塩鹽鹽鹽 六形皆同／又作閻羅／又云琰摩羅也閻者之保与膽反〔卷十一 684 ⑤⑥〕

塩鹽塩鹽塩鹽 六取皆同 又云琰摩羅也閻者之保与膽反

と、通字「塩」の文字を筆頭に六種の字形が皆同じ「しほ」の文字を収載する。

平安時代の凶書寮本『類聚名義抄』(原撰本系)土部に、

塩 康頼云以浸魚肉則経久ヤ、ヒサシ不敗。以沾布帛。則致朽爛。五味之中以一為王。死海之内何處無之。シホ切 塩鹽 于云上通下正。〔233 ④⑤〕

しほ 塩 康頼云以浸魚肉則経久不敗。以沾布帛。則致朽爛。五味之中以一為王。死海之内何處無之。

塩鹽上通下正 塩 谷瓦 木玉

と記載している。そして皿部は残存していないので、その内容は未審である。これを院政時代の観智院本『類聚名義抄』土部には、

塩 鹽上通下正 塩 谷欵 シホ「平・平」 和エム 「法中 68①」

とあり、さらに鹵部(實際は、卜部中に収める)には、

鹽 鹽二或 塩谷 通余占 鹽 「法上 100③④」

鹽 鹽二或

通余占鹽

とあり、土部では示さなかった「二の或字」そして、俗字「塩」、通じて「余占反」で「鹽」文字を最後に記載する。次に皿部には、

鹽上炎通 鹽今 塩正 鹽谷 「僧中 15④⑤」

鹽上炎通

鹽今 塩正

鹽各

と記載していて、通字「鹽」。今字「鹽」。正字「塩」。俗字「鹽」と四種の文字を示している。「二」で「しほ」の和訓は無いものの土部と皿部とでは、文字種すなわち、正字の取り扱いを異にしている。土部で通字扱いとした「塩」の文字を皿部では正字としている。これは、土部の注記「鹽上通」をそのまま書寫編纂者が誤認し、これを以て正字と認定してしまった文字意識の可能性を推定することができよう。とりわけ、中国字書『玉篇』の部首に影響されつつも一部脱却を目指した本邦古辞書である『名義抄』においては、鹵部を設けず、卜部に包括していることなどからも鹵部という応答は除外されてこよう。こうした字書編纂意識を踏まえて、あくまで字書での扱い所_{||}所属位置としての部首を尋ねてこれに回答するのであれば、「しほ」といふ文字はいつれのへんにか侍らむは、正にずばり一つの部首を答えるのではなく、字書の編者が土部、卜部、そして、皿部にと注記しているように、揺れの多い文字であることを明らかにした上で、これに基づく収載内容通りに、必ずしも統一されていない現況の知識そのものを

適確に答えるべきところだったのであるまいか。決して、一つの「へん」を答えるべきでない要素がこの場にあつたのであるまいか。にも拘わらず、「土編」と言わせてしまう意地悪な座興がこの文字には隠されていることを忘れてはならないのではなからうか。この場合、当代の知識人には、現代人が旁と呼称する皿部をも包括して「へん」と呼称していたのが論点ともなることはいまでもないが、この点については、今後さらに言及していくところである。ただ、広本(文明本)『節用集』に、「何篇ヘン返ヘン」₂₆④、「印度本系弘治二年本『節用集』に、「何篇ヘン返ヘン」_{8⑦}とあって、語注記に「また、何邊。何返」、「或る辺」とあるからして、この言い回しの意味範囲は相当広かつたのではないかと推定できよう。如何

塩 余産反者大海爲一 俗用之又乍鹽 俗用之又乍鹽 飲食門下 73ウ②

鎌倉時代の前田家本『色葉字類抄』及び黒川本『色葉字類抄』(三卷本)に、

塩平 同 白―黒―堅―等也／余廉反者大海爲一／俗用之又乍鹽エシ〔飲食門下 72オ⑦〕

と記載する。語注記の「者火」「者大」は、一字「煮」の異体字「煮」で、「海を煮て塩を為る」と訓むところである。『伊呂波字類抄』(十卷本)には、

塩シホ 亦乍鹽 本朝事始云昔者筑前国／建賀郡有熊罴斯人始燒塩(卷九・飲食門 152①)

と記載し、「しほ」の文字は、『名義抄』土部が注記する「通字」を以て記載している。次に『字鏡鈔』(天

本文)を見るに、土部〔132⑤〕に「塩」の文字、皿部〔925⑦〕に「鹽」の文字を標記字として収載する。鹵部には未収載である。そして、通字「塩」の文字も何故か未収載にある。この文字の行方を考えるうえで、この途絶えは重要な観点なのである。

室町時代の『倭玉篇』(慶長十五年版)は、

鹽シホ 鹽同上 塩同上俗 鹽モロシ (259⑤⑥)

鹽 <small>俗</small> <small>同上</small>	鹽	百九十九
鹽 <small>モロシ</small>	鹽 <small>シホ</small>	
	鹽 <small>シホ</small>	
	鹽 <small>同上</small>	

と四種の文字を以て記載し、第一標記が正字、第二標記はこれは上記字書『新撰字鏡』にのみ収載の略字、第三標記に『宋元以來俗字譜』に用いられた「塩」の俗字、第四標記は、『名義抄』皿部でいう今字が収載されているのである。また、『落葉集』小玉篇(せばき玉篇)には、

塩シホ (地理門、十八「土・どへん」4ウ⑤)
 塩シホ (器財門、九十五「皿・さら」15ウ①)

とあつて、標記字「塩」で「土」と「皿」の両部に同じく収載をしている。

江戸時代の『書言字考節用集』は、

鹽シホ 時珍カ云。黄帝ノ臣宿沙氏初テ煮ニ海水ヲ爲ル一ヲ 洗和(同)玉露 (第七册服食六下48③)

とあつて、ただ正字「鹽」の文字と「洗和」といった義字を収載しているに留まる。

明治時代の近代国語辞書『大言海』(大槻文彦編)には、

しほ【鹽・(塩)】和語名詞〔白穂ノ略カト云フ〕(一)〔潮水ウシホニテ製スル、鹹シホキモノ、潮水ヲ沙上ニ澆シソギテ、日ニ晒シ、凝ラセテ、澆シテ、煮テ成ル、固マリテ、白クシテ、沙ノ如シ、其他、製法、種々アリ。又山鹽ヤマシホモアリ。〔其条ヲ見ヨ〕食ニ、鹹味シホケヲ与へ、又、肉菜ナド、貯フルニ用キ、又、汚穢ケガレヲ除ク効アリトス。食鹽シヨクセン。鹽にするトハ、鹽漬ニナス。醃藏。鹽を出すトハ、水ニ浸シテ、鹽氣ヲ去ル。鹽出シヲス。鹽を振撒マくトハ、嫌ふ。鹽が浸シむトハ、世ノ経験ヲ積ム。又ハ、所帯ジム。(二)鹽ニ漬ケタルコト。シホヅケ。醃「しほ魚」ザカナ「しほ鱈」シホタラ「しほ鯖」シホサバ「しほ鮭」シホサケ(三)鹽氣シホケ。鹹味。「しほアマシ」しほカラシ」しほガ利ク」*倭名抄十六八鹽梅類「白鹽、阿知之保、人常所食也、又有ニ黒鹽、之保」*本草和名、下44米穀「鹽、之保」*古事記下(仁徳)13「號ニ其船カラス謂ニ枯野、云云、茲船破壊、以燒レ鹽、取ニ其燒遺木作琴、其音響七里、爾歌曰(長歌)「枯野ヲ、志本シホニ燒キ、其ガ餘リ、琴ニ造リ、云云」。*浮世風呂(文化、三馬)二編、上「アレモ、オメへ、前方ハ、チツト道楽ダツケガ、今デハ、鹽がしみタカ、ソレハソレハ、大人シクナツテ、ヨク稼ギマス」(二一)697-4

と収載し、この「しほ」に関わる『徒然草』の用例を引用する編纂姿勢は見られない。日本語文化の観点に立つ未来型の国語辞書には、こうした用例と語注記が是非ともあつてよいと考える立場にあ

る。だが、現在の小学館『日本国語大辞典』第二版、角川『古語大辞典』にもこの用例の引用が見られないことは、寔に遺憾に思う点である。

おわりに

今回、改めて「しほ」の文字について、『徒然草』に起因する「いづれのへん」の論義を眺めつつも、本来の「しほ」の文字の字形とその変容の実態について新見の資料を中心に補筆考察してみたが、通字「塩」の文字が古文書及び字書に収載されているのは、本邦の史料として『正倉院文書拾遺』『国立歴史博物館刊』の「大膳職解」に見え、字書にあつては平安時代の『新撰字鏡』と院政時代の『名義抄』までのようである。今後、通字「塩」の文字を広く、数多の文献資料に求めることになろう。そして、上記に示した15字書類が、「しほ」文字を土部、皿部、(卜)鹵部の収載すること、これは『名義抄』のみと三部門に収載することをとりわけ留意したい。平安時代の『新撰字鏡』については、皿部だけにこの「しほ」文字を収載していることは、中国字書の篇目に遵っていない独自の配置方法であり、本邦古字書の文字の篇目収載の編纂姿勢のなかで尤も注意すべきことではあるまいか。

こうしたなか、中国文字資料では、「塩」の表記文字は見出せるが、現代日本の常用漢字「塩」の文字は、『宋元以來俗字譜』一四畫に、「正楷」の「鹽」に続き、『列女傳』〔宋刊〕『古今雜劇』〔元刊〕『太平樂府』〔元刊〕『白袍記』〔明刊〕『目蓮記』〔清刊〕『金瓶梅』〔清刊〕に「皿」が文字全体の下に位置する「塩」

の文字を見出すに過ぎないこと、且つ、『名義抄』土部が通字と認定する文字が「塩」であり、俗字と認定している文字が「塩」であること、「田」から「口」への文字省画表記が、如何様にして誕生していったのかその文字変容の実態について今後明らかにすることになろう。その意味で、「塩」の字形がなぜ、日本文献資料には少ないのか、これを奈良時代以前から平安時代後期の古辞書が如何なる点を抛り所として収載してきたのかを明確にせねばなるまい。

《補遺》

※『徒然草』における写本については、烏丸光廣本は「いつれの偏」、正徹本(＝陽明文庫藏本)は「いつれのへん」、異本系統の桃園文庫藏藍表紙本は「何れの篇」と「へん」の文字表記が個々区々であること、原作者である兼好自身がこの「いつれのへん」という有房卿の問いかけをどのように認識していたかを文字表記の面から知る術は薄い。

烏丸光廣本

陽明文庫藏本

桃園文庫藏藍表紙本



※「鹹」の語訓は、観智院本『類聚名義抄』〔僧下112⑧〕に、「シハ、ユシ」〔平平〇〇〇〕が見える。また、黒川本『色葉字類抄』飲食部「鹵」シハ、ユシ「鹹」同カシ「下72才⑧」には、「シハ、ユシ」の訓が用いられている。さらに、『字鏡集』〔白河本697②〕『字鏡鈔』〔天文本907②〕にも「シハ、ユシ」の訓が継承されている。

※「正体」と「通体・俗体」の概念については、十分その理会を深めておく必要がある。中国(唐代)の顔元孫著『千祿字

書』が本邦でも流布し、この書からの定義づけが本邦古辞書に与えた影響は計り知れないと考えねば成るまい。同書における上記の「正体」と「通体・俗体」について、その概念内容を分析された杉本つとむ著『異体字とは何か』(「正体と異体字」(杉本つとむ日本語講座1、昭和五三年、桜楓社刊、五九頁〜六四頁)では、

① 俗体…… 籍帳文案券契薬方に用い、浅近で雅ではなく、当座用のものである

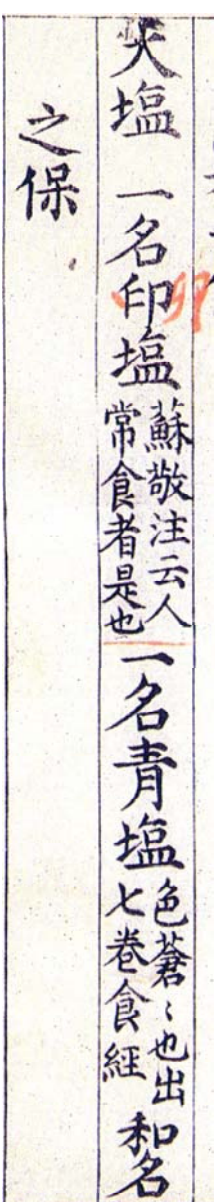
② 通体…… 表奏牋啓尺牘判状に用い、長い間使用され一つの体を形づくったものである

③ 正体…… 著述文章対策碑碣に用い、憑拠のある正式なもの(進士の考試にはこの体によるべきである)

と用法の場が相違すること、使用上の範囲とその場との相関関係に依拠している。ただし、杉本さん自身、説くように、『干禄字書』には「一つ事象を表出する文字に複数の「正体」、伝本資料によって、字形のそのものが異なっている」として示している。翻って、現代の私たち日本人が、依據するところの諸橋轍次編『大漢和辞典』は、この「正体」と「通体・俗体」についてみたとき、「通体・俗体」すなわち不断用いることのない多くの「異体字」が収載されていることにも気づかねば成るまい。結局、「正体」「正字」という概念をもって文字を見定めるとき、一には「正しい文字」……規範文字の意識がある。但し、ある一定の時代(政治・政策に基づく制定文字)に留めること。二としては、「正体字」の略称である「正体」乃至「正字」である「通体・俗体」に対応するものとがるわけである。ここで取り上げた「しほ」の文字においても、「鹽」と「塩」であり、これを別字で云えば、「學」と「学」にも云えることである。現段階では、「旧字体」と「新字体」という別次元でとらえ、建前と本音とが見え隠れしているのが、昔も今も変わらぬところなのかもしれない。

い。余談であるが、夏目漱石『坊っちゃん』の冒頭部「小学校に居る時分学校の二階から飛び降りて一週間程腰を抜かした事がある」の「学校」の「学」は、原稿では新字体を用いている。ところが『ホトトギス』、初版『坊っちゃん』、岩波版『漱石全集』(大正六年)、(現行)、に至る活字本は、旧字体「學」を使用しているのである。ここにも正体と「通体・俗体」の意識が覗いていよう。漱石自身、『ホトトギス』の活字本を手にとって見ているからだ。ただし、「むやみ」を「無闇」を「无闇」などとはしないし、「闇」の門構えを行書体で書いてあっても、正しく「闇」と表記するくらいの意識なのである。とはいえ、「こども」の「小供」は、「子供」としない作者漱石の文字意識が反映されている場合もあるので、文字用法の是非は、奥が深いことを漢字の知識として知っておかねばなるまい。この点からして、『塩囊鈔』における「しほ」文字の記述は、「塩」そして「鹽」さらには同音異字の「潮」まで及び、現代の研究者の眼で見れば、十分な解釈とは言えないが、文字を考察していく姿勢である当代の文字解釈として捉えたとき、より前進していたことが知られるのである。

※『本草書』のなかで、本邦で編まれた『本草和名』の記載を見ると、上巻「玉石部」と下巻「米穀部」に見える。この二箇所であり、正字「鹽」は標示されていない。



上巻「玉石部」

戎塩 一名胡塩 白塩 食塩 黑塩 柔塩 赤塩 駁塩

臭塩 馬齒塩 陶景注云虜中有九種塩是也 一名倒行神骨 戎塩也

一名西戎淳味 戎塩也 一名聖無知 赤塩也 一名黑帝味 黑塩也

一名青帝味 青塩也 一名太陰玄精 塩精也 已上六名 出丹口訣 戎

塩者月精 出范注方 白塩 一名方石塩 出崔禹錫食經 唐

塩 山塩 出西羌 樹塩 出胡中出陶景注 熬塩 虜塩 已上出崔禹

春子 味甘 魚庫 平 鱖鱓 温已上三種 出七卷食經 和名之保

下卷「米穀部」

塩

※二〇〇五年九月五日、香港中文大学日本研究学科兒島慶治さんから問い合わせ戴いた『名義抄』の「しほ」文字表記の箇所を含め、より判りやすくするため写真を添付してきた。兒島さんからは、その後、『高麗大藏經』における「しほ」文字について照会を戴く機会を得たことを心から感謝し、茲に文字画像を添えて報告しておくことにした。

一照勘得本官目至得替其間應曾掌管提調巡禁事務謂如提調事此戸内有无利取及巡禁私塩私茶強切賊盜月无生發過失之類

※江戸時代の太宰春臺著『倭楷正訛』(一七五三年、浪華書肆、稱航堂刊)の「附録省文集」十三面に、「塩」(26才②)とあって、現代の表記文字「塩」とは、異なる字体を取り上げ用いていることを示唆するものである。

※『新增東國輿地勝覽』(一九八一年、景文社刊)の卷九「水原」「富平」「南陽」「仁川」「安山」、卷十「陽城」、卷十二「江華」、卷十三「喬洞」、卷十九「瑞山」、卷二十三「東萊」、卷三十二「漆原」の地「土産」部に、「塩」文字が十一例用いられている。※『東國正韻』(韓國古典叢書I語学類、四卷8才③)には、
欲 口 平 鹽 鹽 上 鹽 上 とある。

※『新撰字鏡』が広く依拠するところの『一切経音義』卷第六十一の第三十三卷には、「鹹鹽上緘斬反俗字也説文正體從僉作鹵坤蒼云鹹猶鹵也文字典説云鹵鹹也從鹵僉聲下琰占反俗字也説文從臣作鹽正體字也顧野王云煮海水爲鹽古者宿沙初作鹽煮海水作之其形鹽飴鹽本從地而生井鹽水中自結也其河中安邑鹽亦人力運爲作鹽畦曰暴而成亦其次上也其海鹽最下」(新修大正大藏經卷五十四、七一二頁中段に所収)とあって、合致しない語注記内容であることが知られる。撰者昌住が茲に引用した字書がどのようなものかまだ審悉ではない。

※図書寮本『類聚名義抄』にける「塩」の語注記は、丹波康頼編『医心方』からの引用であるが、その系統本に若干の

異なり語句のあることが指摘できる。次に示す。※上段に『医心方』下段に図書寮本『類聚名義抄』

- ①「以**淚**魚肉則**能**經及不敗」↓「以浸魚肉則**經**久**敗**」※「**能**」脱字表記。
- ②「以沾布帛」↓「以沾布帛」※こは、完全一致。
- ③「則易致朽爛」↓「則致朽爛」※「易」脱字表記。
- ④「五味之中以**塩**爲主」↓「五味之中以**王**」※「主」と「王」の字形相似した意味も両用解釈が可能な文字。
- ⑤「死海之内何處無之」↓「死海之内何處無之」※こは、完全一致。

※観智院本『類聚名義抄』法上100④の卜部における「**塩**」の反切表記「余占反」については、この反切を収載する字書がない。敢えて云えば、『廣韻』切韻と『玉篇』の反切を融合統一した反切表記ということになるか。

※「**塩**」文字の成り立ちとして、「**鹽**」の文字の「臣」から「土」へと変容し、「古」の字を一度離し、「十」と「口」として、これを再び合わせ「田」文字とし、「土」「田」「皿」の構成を以て「**塩**」の文字が形成されていると今推定してみた。逆に、「**鹵**」部の四点を省くと見ることも考えては見たが、上部「卜」の処理が解決できないので、前者を第一の推定とした。

※前田家本『色葉字類抄』の「江」部に「**塩梅**」の語が収録され、この「**塩**」文字は、「皿」のところを「田」文字で表記した異体字の一種と見なしている文字表記である。そして、この異体表記字は、本邦の字書において他資料に見えていない表記である。因みに、黒川本では「**塩梅**」の字書において他資料に見えていない表記である。因みに、黒川本では「**塩梅**」の字書を用いているところである。



漂 鹹梅酢也（江部、飲食部下13才③）とし、「**塩**」の文字表記を用いているところである。

※十卷本『伊呂波字類抄』の語注記、「本朝事始云昔者筑前国／建賀郡有熊罥斯人始焼塩（訓読『本朝事始』（松平文庫所蔵）に云く、昔は筑前国建賀郡に熊罥有り。斯の人始めて塩を焼く）は、三卷本『色葉字類抄』には見えない十卷本独自の注記内容であり、典拠引用となる『本朝事始』（藤原通憲（信西）作）は、他の古辞書にないものとなっている。

※中国での漢語使用「**鹽**」の熟語を『故事熟語大辞典』（寶文館）に見ると、「**鹽**」の漢書「**鹽**」汗（淮南子）「**鹽**」禁（魏書）「**鹽**」菜（禮記）「**鹽**」賦（南史）「**鹽**」竈（宋史食貨志）「**鹽**」商（鹽鐵論）「**鹽**」藪（歐陽修）「**鹽**」税（後漢書）「**鹽**」田（宋史食貨志）「**鹽**」梅（書經說命下篇）「**鹽**」冶（鹽鐵論）「**鹽**」鐵論「**鹽**」車 憾（賈宜弔屈原賦）などに用いられている。

※時代は降って、江戸時代の平賀國倫編輯『物類品隲』（日本古典全集二九頁）には、卷之二・石部に、「食鹽 和名シホ。鹽ノ品類多シ。海鹽・井鹽・鹹鹽・池鹽・崖鹽・石鹽・木鹽等食用ニ充ベキモノ、皆食鹽ナリ。《中略》鹽井等モアレドモ、日本ハ四方海ニ近キ國ユエ製スルモノ希ナリ。紅毛人持來ルモノハ種類多シ。紅毛語鹽ヲソウト、云、ラテン語ニテサルトル云」とし、○崖鹽○自然白鹽などを記載する。また、畔田翠山撰『古名録』（杉本つとむ編著・早稻田大学出版部、一〇四頁）にも、卷四・水部「于之衷（漢名）潮（今名）ウシホ《割註略》。（一名）志保《割註略》。鹽安東郡當沙汰文曰專當令入部ニテ在郡之時先憲濱ニ出テ鹽アフヘキ也」とし、用例『源平盛衰記』第四二、『古事記』、『万葉集』第一三の用例を収載する。ここの「**鹽**」の扱いは典拠例に基づくものであるため、この『徒然草』そして、『塩囊鈔』には及んでいないのも事実である。

※奥山益朗編『味覚辞典―日本料理』（東京堂出版）には、「しお【**塩**】」の項目がないことに気づく。他調味料である「しょうゆ【**醤油**】」も未載録であるが、「みそ【**味噌**】」については詳細な収録がなされている。

※中国最古の塩の産地山川省の塩池さんせんしょうの塩は、人の手を加えなくても製塩できる特徴を持っている。この貴重な財産であるが故に幾多の戦いの原因ともなった。殷Ⅱ商。塩を運ぶ殷の人たちはいつしか商人と云われるようになる。諸国の高級役人として(交易の経路を抑える意味からも)召し抱えられるようになる。そして周も殷に変わってこの地を支配するようになる。

《参考文献資料》

『徒然草』烏丸本(日本古典全集)。陽明文庫本(思文閣)。正徹本(静嘉堂文庫藏・日本古典文学会)。桃園文庫本(東海大学出版部)。『塩囊鈔』(大東急記念文庫藏・日本古典叢書)(京都大学附属図書館藏)。『広韻』(韻府群玉)『大廣益會玉編』(爾雅)『汲古書院』。『太平御覽』(中華書房)。『正倉院文書拾遺』(国立歴史博物館)。正倉院寶物・聖武天皇『雜集』(書道藝術第十一卷・中央公論社)。『大同類聚方』(榎佐知子全訳精解・新泉社)。『醫心方』(日本古典全集)。『新撰字鏡』(京都大学)。図書館本『類聚名義抄』(勉誠出版社)。觀智院本『類聚名義抄』(風間書房、天理図書館藏・八木書店)。前田家本『色葉字類抄』(勉誠出版社)。黒川本『色葉字類抄』(風間書房)。『伊呂波字類抄』(日本古典叢書・雄松堂出版)。広本(文明本)『節用集』(勉誠出版社)。弘治二年本『節用集』(日本古典叢書・雄松堂出版)。天文本『字鏡鈔』(勉誠出版社)。慶長十五年版『倭玉編』(勉誠出版社)。『宋元以來俗字譜』(近世文学史研究の会編・文化書房)。『落葉集』(天理図書館藏・八木書店)。『書言字考節用集』(風間書房)。『大言海』(富山房)。『日本国語大辞典』第二版(小学館)。角川『古語大辞典』(角川書店)。『本草和名』(日本古典全集)。『高麗大藏經』(写真提供)。『倭楷正訛』(杉本つとむ編『異体字典』)。『一切經音義』(新修大正大藏經)。『物類品隲』(日本古典全集)。畔田翠山撰『古名録』(杉本つとむ編著・早稲田大学出版部)など。